

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月12日

【四半期会計期間】 第34期第2四半期(自 平成26年11月1日 至 平成27年1月31日)

【会社名】 株式会社ティー・ワイ・オー

【英訳名】 TYO Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼グループ最高経営責任者 吉田博昭

【本店の所在の場所】 東京都品川区上大崎二丁目21番7号

【電話番号】 03(5434)1586

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営戦略本部長 上窪弘晃

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区上大崎二丁目21番7号

【電話番号】 03(5434)1586

【事務連絡者氏名】 常務取締役 経営戦略本部長 上窪弘晃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第2四半期 連結累計期間	第34期 第2四半期 連結累計期間	第33期
会計期間	自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日	自 平成26年8月1日 至 平成27年1月31日	自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日
売上高 (千円)	11,752,944	12,596,244	26,569,944
経常利益 (千円)	570,683	709,146	1,509,394
四半期(当期)純利益 (千円)	262,187	439,597	596,328
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	292,716	444,916	624,428
純資産額 (千円)	4,506,709	5,016,045	4,945,919
総資産額 (千円)	12,508,800	13,038,892	12,879,470
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	4.39	7.05	9.85
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	4.16	6.88	9.42
自己資本比率 (%)	34.6	37.4	37.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	223,007	364,808	1,390,541
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	8,673	11,571	78,807
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	609,784	686,530	984,385
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	2,998,722	3,567,907	3,878,433

回次	第33期 第2四半期 連結会計期間	第34期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年11月1日 至 平成26年1月31日	自 平成26年11月1日 至 平成27年1月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2.24	3.72

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社連結子会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の概況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府及び日銀による経済・金融政策を背景として、景況感は緩やかな回復の兆しが見られる中で、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動の長期化や消費マインドの低下により、先行き不透明な状況が継続いたしました。

当社が事業を展開している国内広告市場（ ）においては、平成26年の総広告費は6兆1,522億円（前年比102.9%）と7年ぶりに6兆円超の市場規模となり、テレビ広告費（地上波テレビ）は1兆8,347億円（前年比102.4%）と3年連続で増加いたしました。また、当社グループの主力事業であるTV-CM制作の平成26年の市場規模は2,170億円（前年比101.1%）と、平成22年以降、継続して緩やかな拡大基調にあります。

こうした環境下、当社グループは、平成30年7月期を最終年度とする中期経営計画の中長期的なビジョンである「次世代のクリエイティブ・エージェンシー」の具現化を目指し、積極的な事業活動を推進してまいりました。その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は前年同四半期比で増加いたしました。当第2四半期連結会計期間末の受注残高については、前年同四半期末比で312百万円増の7,736百万円（前年同四半期末比4.2%増）、当第2四半期連結累計期間の受注高については前年同四半期比で1,842百万円増の14,729百万円（前年同四半期比14.3%増）と受注状況は堅調に推移しております。

利益面については、売上高の増加に加えて、販売費及び一般管理費等の低減に努めたこと、並びに高利益率の案件を複数受注したこと等より、営業利益は前年同四半期比で増加いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、売上高12,596百万円（前年同四半期比7.2%増）、営業利益721百万円（前年同四半期比12.0%増）、経常利益709百万円（前年同四半期比24.3%増）、四半期純利益439百万円（前年同四半期比67.7%増）となりました。なお、販売費及び一般管理費には、M&Aによるのれん償却額33百万円が含まれております。

「2014年 日本の広告費」（株式会社電通）によります。

セグメント別の概況は次の通りであります。

なお、当社グループの報告セグメント区分は、前連結会計年度において「TV - CM事業」「マーケティング・コミュニケーション事業」「その他」としておりましたが、第1四半期連結会計期間より「広告事業」「映像関連事業」に変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

広告事業

当事業は、全ての広告コンテンツの戦略・企画・制作を行っております。

当事業では、当社グループの主業務である広告代理店経由取引については継続強化を図り、当社グループの成長分野として位置付けている広告主直接取引については今後の躍進を目指して、積極的な営業活動を展開してまいりました。その結果、電気・情報通信、自動車、飲料、衣料等の業種を中心として案件受注が順調に推移し、既存の大型得意先からの受注増加及び新規案件の獲得等により、売上高は前年同四半期比で増収に転じました。また、収益管理の徹底及びブランド間の異動を伴う組織体制の整備等により、営業利益は前年同四半期比で増加いたしました。

以上の結果、当事業は売上高11,899百万円（前年同四半期比6.4%増）、営業利益1,540百万円（前年同四半期比2.4%増）となりました。なお、販売費及び一般管理費には、M & Aによるのれん償却額33百万円が含まれておりません。

映像関連事業

当事業は、アニメーション、ミュージックビデオの企画・制作等を行っております。

当事業では、高利益率のライブ映像案件をはじめとして、ミュージックビデオ制作における案件受注が好調に推移し、アニメーション制作においては案件の受注単価が上昇したことにより、売上高は前年同四半期比で増加いたしました。利益面については、アニメーション制作において一部作業の外部委託が増加したため、営業利益は前年同四半期比で減少いたしました。

以上の結果、当事業は売上高696百万円（前年同四半期比23.4%増）、営業利益52百万円（前年同四半期比18.5%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べて310百万円減少し、3,567百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は364百万円(前年同期は、223百万円の獲得)となりました。主な収入要因は税金等調整前四半期純利益655百万円、前受金の増加373百万円であり、主な支出要因はたな卸資産の増加381百万円、法人税等の支払206百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は11百万円(前年同期は、8百万円の使用)となりました。主な収入要因は保険積立金の払戻90百万円であり、主な支出要因は有形固定資産の取得38百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は686百万円(前年同期は、609百万円の使用)となりました。主な支出要因は配当金の支払370百万円、長期借入金の返済250百万円、リース債務の返済58百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	238,947,720
計	238,947,720

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年1月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年3月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	62,356,430	62,356,430	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株です。
計	62,356,430	62,356,430		

(注) 提出日現在発行数には、平成27年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第10回新株予約権（平成26年10月28日開催 定時株主総会決議）

決議年月日	平成26年12月25日
新株予約権の数（個）	7,500（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	750,000（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	188（注2）
新株予約権の行使期間	平成28年12月26日から平36年12月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 188 資本組入額 94
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。 2. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとします。 3. 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができるものとします。ただし、再承継はできないものとします。 4. 新株予約権の行使に係る払込金額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとします。 5. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行を決議する取締役会の決定に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 行使価額の調整

割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。）など、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

- 3 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下を総称して「組織再編成行為」という。）に際して、以下の各号に沿って会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）

の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為にかかる契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の資本組入額に準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとします。対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができるものとします。

対象者が「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとします。

第11回新株予約権（平成26年10月28日開催 定時株主総会決議）

決議年月日	平成26年12月25日
新株予約権の数（個）	12,500（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,250,000（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	188（注2）
新株予約権の行使期間	平成28年12月26日から平成36年12月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 188 資本組入額 94
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。 2. 新株予約権の買入その他一切の処分は認めないものとします。 3. 権利行使期間中に新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り新株予約権を承継することができるものとします。ただし、再承継はできないものとします。 4. 新株予約権の行使に係る払込金額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することとなる権利行使はできないものとします。 5. その他の権利行使の条件は、新株予約権発行を決議する取締役会の決定に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注3）

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株であります。

2 行使価額の調整

割当日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整による生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社の保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり時価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとします。

また、当社が他社と合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全親会社となる場合に限る。）など、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

- 3 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下を総称して「組織再編成行為」という。）に際して、以下の各号に沿って会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を契約書又は計画書等において定めた場合には、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、各組織再編成行為にかかる契約書又は計画書等の定めるところにより、再編成対象会社の新株予約権をそれ

ぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)2に従って定める調整後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」の開始日又は組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の資本組入額に準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

対象者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は放棄された新株予約権を無償で取得することができるものとします。

対象者が「新株予約権の行使の条件」に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

本項に定める新株予約権の取得事由は、対象者より新株予約権を承継した者にもその性質に反しない限り適用されるものとします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年11月1日～ 平成27年1月31日		62,356,430		1,848,895		97,838

(6) 【大株主の状況】

平成27年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
フィールズ株式会社	東京都渋谷区南平台町16番17号	4,887	7.83
吉田博昭	神奈川県鎌倉市	4,534	7.27
木村克巳	東京都大田区	1,712	2.74
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,518	2.43
早川和良	東京都大田区	1,331	2.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	799	1.28
渡辺兼行	福岡県太宰府市	570	0.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	504	0.80
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	500	0.80
角丸建設株式会社	静岡県藤枝市城南2丁目7番3号	400	0.64
計		16,755	26.86

(注) 所有株式数の割合は、小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 62,351,300	623,513	
単元未満株式	普通株式 4,530		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	62,356,430		
総株主の議決権		623,513	

(注) 単元未満株式の普通株式には、当社所有の自己株式8株を含んでおります。

【自己株式等】

平成27年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ティー・ワイ・オー	東京都品川区上大崎二丁目 21番7号	600		600	0.00
計		600		600	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年11月1日から平成27年1月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年8月1日から平成27年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、海南監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,878,433	3,567,907
受取手形及び売掛金	3,782,986	1 3,731,873
仕掛品	1,480,966	1,863,089
原材料及び貯蔵品	5,786	6,117
その他	318,924	511,411
貸倒引当金	8,663	5,825
流動資産合計	9,458,434	9,674,574
固定資産		
有形固定資産	2,013,778	2,023,692
無形固定資産		
のれん	231,886	198,528
その他	92,608	85,655
無形固定資産合計	324,495	284,183
投資その他の資産		
投資有価証券	127,093	124,960
その他	1,213,583	992,332
貸倒引当金	257,915	60,851
投資その他の資産合計	1,082,761	1,056,442
固定資産合計	3,421,036	3,364,318
資産合計	12,879,470	13,038,892
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,745,900	2,657,454
1年内返済予定の長期借入金	500,000	500,000
未払金	528,571	385,582
未払法人税等	207,061	244,217
未払消費税等	231,911	212,421
株主優待引当金	-	38,284
賞与引当金	600	1,809
その他	276,803	722,075
流動負債合計	4,490,849	4,761,845
固定負債		
長期借入金	2,800,000	2,550,000
リース債務	237,800	233,234
役員退職慰労引当金	305,084	314,271
退職給付に係る負債	17,073	18,251
資産除去債務	82,742	145,244
固定負債合計	3,442,701	3,261,001
負債合計	7,933,550	8,022,846
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,848,895	1,848,895
資本剰余金	845,027	845,027
利益剰余金	2,105,715	2,171,177
自己株式	109	109
株主資本合計	4,799,528	4,864,991
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,235	11,792
その他の包括利益累計額合計	13,235	11,792
新株予約権	49,576	54,987
少数株主持分	83,578	84,274
純資産合計	4,945,919	5,016,045
負債純資産合計	12,879,470	13,038,892

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年8月1日 至平成27年1月31日)
売上高	11,752,944	12,596,244
売上原価	9,597,186	10,417,432
売上総利益	2,155,758	2,178,811
販売費及び一般管理費	1 1,511,282	1 1,457,090
営業利益	644,475	721,721
営業外収益		
保険返戻金	2,809	31,800
その他	17,256	17,056
営業外収益合計	20,066	48,856
営業外費用		
支払利息	36,013	25,678
売上債権売却損	29,877	14,846
その他	27,966	20,905
営業外費用合計	93,857	61,431
経常利益	570,683	709,146
特別利益		
固定資産売却益	236	81
その他	3,697	0
特別利益合計	3,933	81
特別損失		
固定資産除却損	3,050	39,816
ゴルフ会員権評価損	1,200	14,242
その他	1,200	126
特別損失合計	5,450	54,185
税金等調整前四半期純利益	569,166	655,043
法人税、住民税及び事業税	174,782	241,276
法人税等調整額	126,067	32,593
法人税等合計	300,850	208,683
少数株主損益調整前四半期純利益	268,316	446,359
少数株主利益	6,128	6,761
四半期純利益	262,187	439,597

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年8月1日 至平成27年1月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	268,316	446,359
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	24,400	1,442
その他の包括利益合計	24,400	1,442
四半期包括利益	292,716	444,916
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	286,587	438,154
少数株主に係る四半期包括利益	6,128	6,761

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：千円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年8月1日 至平成27年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	569,166	655,043
減価償却費	140,045	134,732
のれん償却額	34,759	33,232
固定資産除却損	3,050	39,816
貸倒引当金の増減額(は減少)	15,305	2,838
賞与引当金の増減額(は減少)	97,925	1,209
退職給付引当金の増減額(は減少)	952	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	12,950	9,187
受取利息及び受取配当金	572	640
保険返戻金	2,809	31,800
支払利息	36,013	25,678
出資金償却	6,251	1,212
シンジケートローン手数料	8,232	2,106
投資有価証券売却損益(は益)	3,697	0
売上債権の増減額(は増加)	506,183	51,112
たな卸資産の増減額(は増加)	477,657	381,965
仕入債務の増減額(は減少)	304,532	88,446
未払金の増減額(は減少)	27,047	143,700
未払消費税等の増減額(は減少)	47,473	19,490
前受金の増減額(は減少)	104,900	373,010
その他	30,468	62,142
小計	415,015	595,318
利息及び配当金の受取額	572	640
利息の支払額	36,028	25,601
保険返戻金の受取額	2,592	663
法人税等の支払額	159,143	206,211
営業活動によるキャッシュ・フロー	223,007	364,808
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	39,165	38,531
無形固定資産の取得による支出	9,286	8,478
投資有価証券の売却による収入	36,311	0
差入保証金の差入による支出	1,422	17,455
製作委員会等からの分配による収入	7,345	3,947
保険積立金の積立による支出	27,538	27,739
保険積立金の払戻による収入	597	90,660
その他	24,483	9,168
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,673	11,571
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	350,000	250,000
シンジケートローン手数料の支払額	8,232	2,106
リース債務の返済による支出	76,939	58,099
ストックオプションの行使による収入	28,262	-
配当金の支払額	178,145	370,978
少数株主への配当金の支払額	4,728	5,345
その他	20,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	609,784	686,530
現金及び現金同等物に係る換算差額	644	375
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	396,095	310,526
現金及び現金同等物の期首残高	3,394,817	3,878,433
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 2,998,722	1 3,567,907

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

- 1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年7月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成27年1月31日)
受取手形	千円	9,258千円

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年8月1日 至平成27年1月31日)
役員報酬	334,678千円	346,227千円
給与賞与	340,053千円	347,714千円
株主優待引当金繰入額	70,997千円	38,284千円
役員退職慰労引当金繰入額	12,950千円	12,249千円
賞与引当金繰入額	379千円	92千円
貸倒引当金繰入額	635千円	2,310千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年8月1日 至平成27年1月31日)
現金及び預金勘定	2,998,722千円	3,567,907千円
現金及び現金同等物	2,998,722千円	3,567,907千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月29日 定時株主総会	普通株式	179,208	3.00	平成25年7月31日	平成25年10月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年8月1日 至 平成27年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月28日 定時株主総会	普通株式	374,134	6.00	平成26年7月31日	平成26年10月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年8月1日 至 平成26年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	広告事業 (千円)	映像関連事業 (千円)	合計 (千円)	調整額 (千円) (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (千円) (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	11,188,193	564,751	11,752,944		11,752,944
セグメント間の内部売上高 又は振替高	7,379	962	8,341	8,341	
計	11,195,572	565,713	11,761,285	8,341	11,752,944
セグメント利益	1,504,173	64,964	1,569,137	924,662	644,475

(注) 1 セグメント損益の調整額 924,662千円には、セグメント間取引消去3,980千円及び全社費用 928,642千円が含まれております。全社費用は、主に管理部門に係る人件費及び経費であります。

2 セグメント損益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年8月1日 至 平成27年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	広告事業 (千円)	映像関連事業 (千円)	合計 (千円)	調整額 (千円) (注) 1	四半期連結 損益計算書 計上額 (千円) (注) 2
売上高					
外部顧客への売上高	11,899,324	696,919	12,596,244		12,596,244
セグメント間の内部売上高 又は振替高	9,982	22,529	32,511	32,511	
計	11,909,306	719,448	12,628,755	32,511	12,596,244
セグメント利益	1,540,959	52,938	1,593,897	872,176	721,721

(注) 1 セグメント損益の調整額 872,176千円には、セグメント間取引消去120千円及び全社費用 872,296千円が含まれております。全社費用は、主に管理部門に係る人件費及び経費であります。

2 セグメント損益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループの報告セグメント区分は、前連結会計年度において「TV-CM事業」「マーケティング・コミュニケーション事業」「その他」としておりましたが、第1四半期連結会計期間より「広告事業」「映像関連事業」に変更することにいたしました。

当該変更の背景は、当社グループの成長分野として位置付けているマーケティング・コミュニケーション事業(広告主直接取引)において、取り扱う広告媒体および制作物が多様化し、業務領域が広域化しつつあるためです。

このため、従来の報告セグメントを跨いだ案件が複数発生するようになっており、「TV - CM事業」「マーケティング・コミュニケーション事業」を「広告事業」に統合し、「その他」を「映像関連事業」と実態に即した名称に改称することで、当社グループの活動実態を正確に反映させ、より適切な経営情報の開示を行うことを目的として、セグメント区分を変更することといたしました。

なお、前第2四半期連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分方法により作成しており、前第2四半期連結累計期間の「報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年8月1日 至平成26年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年8月1日 至平成27年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	4円39銭	7円5銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	262,187	439,597
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	262,187	439,597
普通株式の期中平均株式数(千株)	59,786	62,355
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4円16銭	6円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(千株)	3,225	1,533
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		第10回新株予約権 (平成26年10月28日定時株主総会決議) 新株予約権の数 7,500個 第11回新株予約権 (平成26年10月28日定時株主総会決議) 新株予約権の数 12,500個

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年3月11日

株式会社ティー・ワイ・オー
取締役会 御中

海南監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	齋藤勝	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	古川雅一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	溝口俊一	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティー・ワイ・オーの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年11月1日から平成27年1月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年8月1日から平成27年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティー・ワイ・オー及び連結子会社の平成27年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

セグメント情報等に記載のとおり、会社は第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更している。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。